

議長 皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

熊澤友子議員におかれましては、欠席届が提出されておりますので報告いたします。

なお、議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託をしてありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号6番、大野徹也総務環境常任委員長。

6番大野 それでは、御報告させていただきます。

総務環境常任委員会審査報告書。

条例審査。

令和6年12月6日、午前10時40分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、環境課長、外環境課職員2名の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和6年12月6日の本会議で当委員会に付託された、「議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者。大野徹也委員長、児玉洋一副委員長、和田成功委員、池谷仁宏委員、瀬戸恵津子委員、遠藤和秀委員。

町出席者、町長、副町長、環境課長、外環境課職員2名。

町長の挨拶の後、環境課長から当該設備の急速充電器使用料の課金システムについて補足説明があり、初めに本条例案の第1条（設置）、第2条（定義）の各条項各号について以下の質疑がありました。

委員。急速充電器は数か月前に設置されていたが、なぜこのタイミングで条例の提案となったのか。

環境課長。電線の部材調達や、電線引込に係る東京電力との手続に時間を要したため、本定例会にて条例を提案した。

委員。投資と回収のバランスは検討されているのか。

環境課長。9月の全員協議会時点で、町内の軽の電気自動車の登録台数が13台、ほかに町内で普通車の電気自動車の所有台数を加味し、急速充電器の利用台数を月30台程度と見込んでいる。

一方で、町の歳出については、急速充電器の電気代のほか、設備のリース料金が年間約150万かかるため、採算を取ることは難しいと考えるが、温室効果ガスの排出削減のために町が率先して事業を行っていくという考え方に基づいて、提案させていただいた。

委員。温室効果ガスの排出削減については、本会議でも説明があり理解している。役場駐車場に設置する急速充電器の最大出力が30キロワットだが、一般的にはほかにどのような出力のものがあるのか。

環境課員。国内において、最大出力150キロワットのものもあるが、公用車の軽の電気自動車の受入最大能力が30キロワットであることや、5年間のリース期間でまずは効果検証をしていくという考えで30キロワットの出力を設定した。

委員。急速充電器の利用は基本的に軽の電気自動車のみか。

環境課員。普通車を含め大半は利用できる。

委員。第2条第1項第4号で規定している課金システムは、インターネットで登録しカードを発行してもらうという流れなのか。

環境課員。QRコードを読み取ってスマートフォンのアプリ等で使用することができる。

委員。スマートフォンは必須となるのか。

環境課員。エコQ電は、スマートフォンがなくてもエコQ電カードを申し込むことで使用可能になる。カードの発行には手数料が税込み2,200円かかる。

委員。今後、しっかり町民に発信していくということでよいか。

環境課長。発信していく。

以上が本条例案の第1条（設置）、第2条（定義）についての質疑です。

以下、条例順に各質疑について報告いたします。

第4条（使用時間）。

委員。第4条第1項で午前8時30分から午後5時15分としているが、利用者の使い勝手などは検討されているか。

環境課長。役場正面側の駐車場が夜間常時開放していないこと、開庁時ならば職員によるサポート等の対応が可能であることなどから、使用時間を指定している。使い勝手については、今後のニーズを踏まえて検討する。

委員。午後5時15分になるとシステムが終了して使えなくなるのか。

環境課長。システムは常時使える状態となっている。

委員。他の市町村では通年で利用可能なところもあるため、ニーズを踏まえて柔軟に対応していったほしい。

環境課長。第4条第2項において、必要と認める場合はその旨を掲示することで変更が可能なので、柔軟に対応できるようにしていきたい。

第6条（使用料の免除）。

委員。使用料の免除について、第1項第2号で「町長が特に必要があると認めたとき」とはどのような状況を想定しているのか。

環境課長。近年能登半島での災害の際に無料開放をしていたという事例があり、当町においてもそういう事例を想定した上でこの条項を入れている。

第8条（使用料の返還）。

委員。使用料の還付について、「町長が特別の理由があると認めるとき」とはどのような状況を想定しているのか。

環境課長。システムエラーなど、こちら側に瑕疵がある場合などを想定している。

第9条（使用者の遵守事項）。

委員。使用者の遵守事項として、第9条第1項第2号で規定している充電後の継続駐車についてはどのように判断、対応していくのか。

環境課長。利用者のモラルに依存する部分もあると思うが、注視していきたい。また、一度の充電は最大30分だが、次の利用者がいなければ再度30分充電をするということも考えられる。

第10条（使用制限）。

委員。30分使用するとどの程度の充電となるのか。

環境課長。公用車の軽の電気自動車は、30分で50％程度充電後、約90キロ程度走行可能となる。

委員。職員が監視する負担もあると思うので、うまく運用して行ってほしい。例えば普通車だったら30分の充電を複数回行うような形になるのか。

環境課員。普通車の場合は容量が大きいので、一般的には高出力の充電器を選ぶケースが多いのではないかと考える。

第12条（指示）。

委員。急速充電器の利用スペースは2台分となっているが、一般車両の駐車は制限されるのか。

環境課長。基本的には駐車しないよう運用することを考えている。

委員。例えば午後5時15分以降に生涯学習センターを利用する方など求められないのか。

環境課長。実際の運用をしていく中で、駐車していただいても致し方ないのかと考えている。

第13条（免責等）。

委員。第13条第2項で損害賠償に関する内容があるが、それを示す看板の設置は考えていないのか。

環境課長。今後設置の対応をしていきたいと考えている。

委員長。何かあった際の使用者の賠償責任があるため、看板の設置は必要だと思う。防犯カメラの位置も調整して対応していくとも聞いているが、今後対応には万全を期してもらいたい。

環境課長。いただいた意見を踏まえてしっかりと検討していきたい。

以上で質疑を終了し、総務環境常任委員会に付託された「議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について」採決を諮ったところ全員賛成で了承されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第73号に係る審議結果についての報告を終了いたします。

議長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第73号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第73号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。
日程第2、議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、福祉教育常任委員会に付託をしてありましたので、福祉教育常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号7番、富田陽子福祉教育常任委員長。

7 番 富 田 それでは、御報告いたします。

令和6年12月6日、役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、教育長、生涯学習課長、ほか生涯学習課職員1名の出席を得て、福祉教育常任委員会を開催し、令和6年12月6日の本会議で当委員会に付託された、「議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者。富田陽子委員長、府川輝夫副委員長、瀬戸伸二委員、高橋純子委員、熊澤友子委員、石田照子委員。

町出席者。町長、副町長、教育長、生涯学習課長、ほか生涯学習課職員1名。

生涯学習課からの補足説明はなく、直ちに本条例案の質疑に入りました。

第2条（目的及び設置）。

委員。条文冒頭の「武道」は不要ではないか。「スポーツなどを楽しむ」から始まった方が違和感がない。

生涯学習課長。施設の基本計画策定段階から「武道場」を設けることにな

っていたので、これまでの経緯も含め、町としても町民の皆様の御意見を反映して「武道」という文言を条文に記載している。

委員。計画策定段階からの経緯も承知しているが、武道場だけではなく地域コミュニティの中心的な拠点、子どもから高齢者の方々まで利用しやすい施設、さらに災害時も拠点となるような施設であれば新たに建築する意義があると考え、合意してきた経過もあるので違和感を感じる。

副町長。スポーツを楽しむ社会体育施設としてどのようなスポーツかという部分は明文化する必要がある。社会体育施設でも様々なスポーツを行う施設があるので、当施設は武道場だけではないが、畳のある武道を行うことができる空間があることを示すためには「武道」という文言が必要である。

委員。これから先の将来に向けての施設であれば「武道」ではなく、ダンスや室内スポーツという文言を用いたほうが、「目的及び設置」に町の気持ちが入められるのではないかと。

副町長。今、広い畳敷きの空間はあまりない。畳の上で乳幼児も含めて子どもたちが遊びまわることができる非常に貴重な施設になると考えているので、この点からも現状の条文がよい。

委員。多様なスポーツがある中で、柔道以外のスポーツの需要が高まってきた場合、将来的には施設の改修もあり得ると思う。部活動の地域移行も進む中で第2条に記載する文言は重要である。

第5条（使用時間及び休館日）。

委員。使用時間は何時から何時までか。

生涯学習課長。午前9時から午後10時までである。

第7条（使用の不許可）。

委員。第1項第3号に暴力排除に関する条項があるが、この施設においてはどのように判断するのか。

教育長。そのときの状況で判断する。周囲に迷惑をかける状況であれば当然、使用を許可することはできない。

第9条（使用料）。

委員。近隣の施設の使用料は、4時間の時間単位で料金を設定しているが、当施設において1時間単位にした理由は。

生涯学習課長。近隣の生涯学習センターと健康福祉センターとは異なる時間区分を設け、利用者の利便性を高めるために細やかなニーズに応えたいという考えで1時間ごとの単位とした。またオンライン施設予約システムを導入するので、空き時間を手軽に確認できるようになると利用率も高くなることが期待できる。

委員。第2項のどのような場合に減額や免除となるのか。

生涯学習課長。現在の想定では、公用又は園内の園、小・中学校が使用するときや町内の自治会が使用するときは免除することを考えている。また、障害者の方など手帳の交付を受けている方と介護者の方の使用料、その他教育委員会が特別に認める場合は減額することを考えている。

委員。別表の個人使用料の単位が「1回につき」となっているが、時間制限なく使用できるのか。

生涯学習課長。そうである。ただし、例えば午前中に使用されて、一度退館してから午後にまた使用する場合は、それぞれ1回として、午後の分も使用料が発生する。

委員。別表の備考6に営利を目的とした場合の使用料についての記載があるが、想定している催しはあるか。

生涯学習課長。具体的な想定はないが、生涯学習センターの規則と同様に使用料の加算について記している。

委員。使用の許可については教育委員会が判断をするのか。

生涯学習課長。使用を申請していただき、教育委員会で許可の判断をする。

委員。生涯学習センターの規則には入場料を取る場合の使用料の加算が記されているが、当施設では入場料を取るようなイベント等での使用は想定しているか。

生涯学習課長。現時点では想定していない。

委員。ミーティング室の収容人数は何人か。

生涯学習課長。およそ25人である。

第13条（指定管理者による管理）。

委員。指定管理者による管理を考えているのか。

生涯学習課長。施設の管理・運営については会計年度任用職員で対応する

方法、指定管理とする方法、業務委託とする方法などを想定している。管理人には施設の管理だけではなく、予約が入っていない時間帯にスポーツ教室や健康増進を目的とした運動教室などを開催してもらい利用率を上げていくような取組をしてもらうことを検討している。また、新しい施設なので光熱水費などの管理費用は試算するしか方法がなく、指定管理料の算定も難しいため、現状では業務委託がこの施設の管理運営にはふさわしいと考えている。今後、利用状況や維持管理経費の実績を見て、指定管理制度の導入を検討していくという中で条項に加えている。

委員。いずれの管理形態にしても管理人が常駐しているのか。

生涯学習課長。そのとおりである。

委員長。指定管理制度を導入した場合、指定管理者は公募とするのか。

生涯学習課長。指定管理者については原則公募となっている。業務委託とする場合も入札だと金額での判断となることから、施設管理だけではなく、施設を活用した生涯スポーツの推進なども考えプロポーザルの実施も含めて検討している。

第14条（管理者の行う業務）。

委員。第2項の「部分的な業務」とはどのような業務か。

生涯学習課長。第1項第3号にある「施設及び設備の維持管理に関する業務」の中では清掃業務や消防設備保守点検などの設備の保守点検などが「部分的な業務」となる。

その他。

委員。この施設は災害拠点施設にもなるとの説明を受けているが、災害拠点としての運営等については規則で定めるのか。

生涯学習課長。生涯学習センターや健康福祉センター同様に町の防災計画の中で災害拠点として位置づけていく。

副町長。ほかの町施設同様に、施設ごとの条例に規定はなくても、災害時の避難所として町が主体的に使用する。また地域の方々が災害時に使用することを町が認めることもできる。

以上で質疑を終了し、「議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」採決を諮ったところ、挙手多数で

了承されました。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会に付託されました議案第74号に係る審議結果についての報告を終了いたします。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第74号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第74号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

日程第3、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

内容については事務局長より説明いたします。

事 務 局 長 それでは、南足柄市外五ヶ市町組合の議会議員の選挙について御説明申し上げます。

本選挙につきましては、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の任期が令和7年2月19日をもって満了となりますので、同組合同規約第5条第2項の規定により、選挙を行い、後任者を選出することの依頼が組合長から令和6年7月22日付でありました。

このため、山北町選出の組合議会議員の1名の選挙を行うものでございます。

任期は、令和7年2月20日から令和11年2月19日までの4年間となります。

なお、本件は先例に倣い、地元の湯坂自治会から1名の方を推薦候補者として選出していただいております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

1、組合議会議員、1人。

2、任期、令和7年2月20日から令和11年2月19日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。

氏名、津田俊秀。住所山北町岸2752番地、生年月日、昭和30年3月6日。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、議長が指名することに決定いたしました。

原案に賛成者は挙手願います。

南足柄市外五ヶ市町組合議会議員に津田俊秀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました津田俊秀さんを当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員には津田俊秀さんが当選人と決定いたしました。

日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は議長にお任せ願いたいと思います。

日程第5、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了いたしましたので、令和6年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、9時45分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。

(午前9時30分)